

2007年に発生した高病原性鳥インフルエンザの感染経路について

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームがとりまとめた標記についての報告書が報告された。

報告書(別添概要)の要約は次のとおり(全文は、後日、農林水産省ホームページに掲載する予定)。

1 感染源・感染経路

(1) 国内へのウイルスの侵入

本年1月から2月に宮崎県及び岡山県で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生農場から分離されたウイルスは、鳥インフルエンザH5N1亜型ウイルスであり、近年、中国、モンゴル、韓国において分離されたウイルス、昨年末に韓国の野鳥から分離されたウイルス、本年1月4日に熊本県で捕獲された野鳥のクマタカから分離されたウイルスといずれも相同性が高いことや海外の事例などから、国内へのウイルス侵入は、海外から渡り鳥により持ち込まれた可能性が想定。

(2) 農場内へのウイルスの侵入

発生農場における野鳥や野生生物の侵入防止対策は必ずしも十分ではなく、また農場内で初めに死亡鶏が確認された場所については、外部からのヒナの導入や人の作業動線との関連が確認されなかったことなどから、農場へのウイルスの侵入は、人為的な原因によるものではなく、野鳥や野生動物により持ち込まれた可能性が想定。

2 まとめ

感染経路をさらに検討するためには、野鳥の継続的なモニタリングや早期の現地調査が必要。今後、養鶏場の発生予防対策をより確実に行うため、野生生物等の侵入防止対策の強化、養鶏場の飼養衛生管理の実施状況の再チェックを行うなど、バイオセキュリティ対策の徹底に関係者が一体となって取り組むことが重要。

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

本年1月に発生した宮崎県及び岡山県における防疫対応を踏まえ、特定家畜伝染病防疫指針の変更について検討した結果、次の事項について、今後、パブリックコメントを行うとともに、都道府県及び関係団体等の意見も聞くこととされた。

(1) 速やかな防疫措置の実施

- ・本年1月の発生時の運用を踏まえ、簡易キットにおいて陽性となった時点で公表し、隔離等の防疫措置を速やかに行うこととする。
- ・現地防疫対策本部の体制を明確にすることで、発生農場の防疫措置と同時に周辺の農場の清浄性確認検査を行うなど防疫対応等の一層の迅速化を図ることとする。

(2) 交通規制等に係る警察との連携

- ・防疫対応を行う際の公道の交通規制・通行遮断などについては、都道府県警察にも連絡し協力を得ながら円滑かつ適切な防疫措置を図ることとする。

(3) 移動制限措置の運用の見直し

ア 移動制限区域内の食鳥処理場

- ・新たに設ける衛生条件を満たした場合に限り、ウイルス感染のおそれのない移動制限区域外の生きた鶏を搬入し、食鳥処理することができることとする。
- ・移動制限区域外で食鳥処理された食鳥肉（中抜きと体など）を搬入し、加工することが、可能であることを明確にする。

イ 移動制限区域内のふ卵場

- ・新たに設ける衛生条件を満たした場合に限り、ウイルス感染のおそれのない移動制限区域外で生産された種卵を搬入しふ化させ、そのヒナを移動制限区域外に移動することができることとする。

ウ 家きん卵の出荷検査方法

- ・移動制限区域内の農場で生産された食用の家きん卵を移動するために必要な家きん卵出荷監視検査に関しては、従来のPCR法に加えて、動物用医薬品として承認された診断薬による検査も可能とする。

(4) 速やかな清浄性の確認

- ・発生農場の周辺にある農場の清浄性確認を速やかに行うため、ウイルス分離により患者と決定された後は、発生農場の防疫措置の実施中であっても、直ちに清浄性確認検査を実施できることとする。

2007年に発生した高病原性鳥インフルエンザの 感染経路について(概要)

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム

1 発生の特徴

- ・ 1月13日から2月1日までの約2週間に4農場(宮崎県3農場、岡山県1農場)で本病の発生を確認。発生農場における飼養形態、鶏舎構造、立地環境などは様々である。
- ・ 発生農場と海外の発生地域や発生農場間に疫学的な関連は確認されなかった。
- ・ 4農場の分離株と近縁のウイルスが1月4日に熊本で捕獲されたクマタカより分離されており、1月初旬にはウイルスが存在していたと想定される。

2 分離ウイルスの特徴

- ・ 4農場及びクマタカから分離されたウイルスは、全て近縁な鳥インフルエンザH5N1亜型ウイルスであり、過去に中国、モンゴル、韓国で分離されたウイルスと相同性が高く、2004年の国内分離ウイルスや、現在、東南アジアで流行しているウイルスとは異なる。
- ・ 実験室内の病原性試験において、鶏やマウスでは病原性が高く、アイガモやラットに対しては病原性が低いことが確認された。
- ・ 実験室内の伝播性試験において、鶏から鶏、アイガモから鶏・アイガモへウイルスの伝播が確認された。

3 国内へのウイルス侵入経路

次のことから、渡り鳥からウイルスが分離されるなどの直接的な証拠はないものの、海外の事例などから渡り鳥による国内へのウイルスの持ち込みが想定される。国内において、弱毒性のウイルスが強毒性へ変異した可能性、海外から家きんや人を介した侵入の可能性は低いと考えられる。

- ・ 今回分離されたウイルスは、中国、モンゴル、韓国で分離されたウイルス、昨年末、韓国の野生の水禽類から分離されたウイルス、本年1月、熊本県で野鳥のクマタカから分離されたウイルス、と

相同性が高いこと

- ・ 近年、国内では弱毒タイプの A 型鳥インフルエンザ H5N1 亜型ウイルスが分離された事例はないこと
- ・ 発生国からの検疫措置や農場関係者と発生国との関連性がないこと等から海外からの人による持ち込みの可能性は極めて低い。

4 農場内へのウイルス侵入

次のことから、鶏、人、飼料、資材などの移動による人為的な原因ではなく、野鳥や野生生物による持ち込みが想定される。

- ・ 1・2 例目の農場では、発生前に雛の導入や出荷はなく、3・4 例目の農場では、発生した区画と離れた場所に導入されていたこと
- ・ 2～4 例目の農場では、初発場所が出入り口から離れた場所であり、人の作業導線との関わりがないこと
- ・ 農場関係者、来訪者、飼料・医薬品関係者などについて発生農場間に共通した疫学的な関連性は確認されていないこと
- ・ いずれの発生農場においても、鶏舎施設の野鳥や野生生物の侵入防止対策は必ずしも十分ではなく、鶏舎内でネズミの糞や野鳥の死体が認められていること

5 まとめ

渡り鳥からウイルスが分離されるなどの直接的な証拠はないものの、海外の事例などから渡り鳥による国内へのウイルスの持ち込み、野鳥や野生生物による農場内へ持ち込みが想定される。今後は、より適切な感染経路の検討を行うためには、野鳥の継続的なモニタリングや防疫措置開始前の現地調査が必要である。

今回の発生は、早期発見・早期通報により迅速かつ適切な防疫対応が図られたが、今後の養鶏場の発生予防対策をより確実にを行うためには、通常の飼養衛生管理の周知・徹底に加え、清掃・消毒の徹底や野生生物等の侵入防止対策の強化とともに、農場における飼養衛生管理の実施状況の再チェックを行うなど、鶏舎内外のバイオセキュリティ対策の徹底を図ることで、都道府県及び生産者等の関係者が一体となって発生予防対策等を確実に行うことが重要である。